

令和2年度事業報告

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

I 概況

平成24年4月1日付で公益社団法人に移行し、9年目を迎えた令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から事業の見直しを行い、年間を通して税の知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的として事業を行った。

引き続き、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、地域の活性化にも配慮しつつ各種事業に取り組んだ。

主な事業活動のうち、公益関係は、税に関する研修会・セミナー、租税教育、税の広報、税の調査研究及び提言の各事業を実施した。また、小学校・高等学校・大学を訪問した租税教室の開催及び税に関する絵はがきコンクールの実施、さらに、今後の望ましい税制改正のあり方をまとめた税制改正の提言、インターネットセミナーを活用した豊富な一流講師陣による映像と音声による自己研修などを行った。

事業活動は、税法・税務に関する研修会や公益性をより高めるため会員のみならず、一般市民にも呼びかけ税に関して分かりやすい情報の説明や税関係の冊子を配付した。

また、地域社会の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業として、講演会の開催や地域の福祉問題などの改善に資する事業を推進するため、タオル寄附を募り社会福祉施設等に寄贈した。

共益関係は、会員支援のための法人会会員の福利厚生に資する事業に取り組んだ。

管理関係は、公益法人制度改革を踏まえ事務局体制及び実施事業の見直しを含め法人会事業活動体制の確立に努めた。

Ⅱ 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業等

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

税に関する研修・セミナーは、税制改正、税金に関する講演、決算期別説明会
会の中止に伴い希望者に配付予定の資料提供を実施した。開催状況は以下の
とおり。

研修会・セミナー開催状況

テ ー マ	参加人数	実施回数	講 師
令和2年度税制改正のポイント	12名	1回	落合孝夫税理士事務所 所長 落 合 孝 夫 氏
税金よもやま話	53名	2回	三条税務署長 佐 藤 毅 氏
事業承継にまつわる税金について	13名	1回	(税)PierTax 代表社員税理士 石 月 良 典 氏
決算期別説明会（資料配付）	141名	9回	三条税務署担当官 (資料配付)
合 計	219名	13回	

② インターネットセミナーの提供

公益法人への移行とともに新しい研修会の形態としてインターネットセミナー
の提供を行っており、お好みのセミナー、講演会をいつでも、どこでも都合
の良い時に視聴できる。

この各種セミナーは、税務・経営・労務・健康等、広範囲の内容で600以上の
コンテンツを配信しており、多数の会員が利用した。

令和2年度のアクセス回数は以下のとおり。

月 別 利 用 状 況

令和2年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
アクセス数	604	549	472	674	601	406	412	569	567	365	376	546	6,141
一般利用	6	12	6	9	13	9	4	10	8	9	7	6	99
会員利用	65	41	40	57	53	40	54	57	59	49	66	67	648

(2) 租税教育活動

イ. 租税教室の開催

当法人会では、地元税理士会のご協力をいただき次代を担う生徒たちに税の仕組みや税の大切さを理解していただくため、管内高校で租税教室を開催し、蛍光ペンを配付するなど好評を得た。

また、当法人会も参画する租税教育推進協議会では、小学校27校、中学校12校でも租税教室を開催し、三条税務署・三条地域振興局・市町の税務担当者、三条法人会青年部会員、三条青色申告会役員、関東信越税理士会三条支部の税理士がわかりやすく説明を行い税のまんが本、蛍光ペンを配付するなど好評であった。さらに三条テクノスクール、加茂市の新潟経営大学でも租税教室を実施した。

① 社会人等租税教室

12月 1日	県立月ヶ岡特別支援学校	20名
12月11日	三条テクノスクール	47名

② 大学生の租税教室

10月 8日	新潟経営大学	20名
--------	--------	-----

③ 高校生の租税教室

10月 2日	県立三条高等学校	41名
10月27日	創進高等学校	22名
10月28日	県立三条商業高等学校	160名
11月 4日	加茂暁星高等学校	136名
12月 9日	県立加茂農林高等学校	177名
1月28日	県立加茂高等学校	160名

④ 中学生の租税教室

三条市	第二・第三・第四・大島・下田中学校
加茂市	若宮・須田・七谷・葵・加茂中学校
見附市	今町・見附中学校

⑤ 小学生の租税教室

三条市	須頃・笹岡・旭・井栗・大島・保内・栄北・長沢・森町・大浦・上林・大面・西鱈田・裏館・飯田・月岡・嵐南・一ノ木戸・栄中央小学校
加茂市	下条・加茂西・須田小学校
見附市	今町・新潟・葛巻小学校
田上町	羽生田・田上小学校

ロ. 税に関する絵はがきコンクールの実施

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということ小学6

年生のみなさんに知っていただき、理解と関心を深めていただくため7月～1月の7ヵ月間募集した。

7月15日	見附市内小学校に依頼	6校	298名
7月17日	三条市内小学校に依頼	20校	816名
7月20日	加茂市・田上町内小学校に依頼	9校	260名

(3) 税の広報活動

- イ. 会報「三条法人会だより」を年2回編集発行、会員及び関係機関に配付した。
- ロ. 全法連会報「ほうじん」を年4回（季刊発行）会員に配付した。
- ハ. 「税の窓」税団協共同機関誌を年2回編集発行、会員へ配付した。
- ニ. 地元紙に確定申告期に合わせて税の広告を掲載した。
- ホ. 「e-Tax」の利用促進を図るため「e-Tax」関連のパンフレットを会員に配付した。
- ヘ. ホームページに各種研修会を掲載し一般市民へも参加案内を行った。

(4) 研修用教材の作成・配付

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、令和2年度においても各種テキスト等を作成し研修会の開催時等に会員及び一般市民に配付した。

(配付したテキスト等)

- ①令和2年度税制改正のあらまし
- ②令和2年度会社の決算・申告の実務
- ③令和2年度版会社取引をめぐる税務Q&A
- ④令和2年度版源泉所得税実務のポイント
- ⑤令和2年会社役員のための確定申告実務ポイント
- ⑥コロナ禍を生き抜く税務&金融&給付金ガイド
- ⑦令和2年分からの新しい年末調整実務
- ⑧調査事例で理解する法人税の税務判断のポイント
- ⑨ついうっかり！会社税務のNG集

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

新型コロナウイルス感染拡大によって、経済に大きな影響をもたらしている。国は新型コロナウイルス対策として多大な支援策を行っているが、超高齢化社会が急速に進展する中、より一層の財政の健全化と行政改革に取り組むよう提言書をまとめた。

さらに、「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果も合わせて5月15日付で全法連へ提出した。

新潟県法連がまとめた要望事項は、以下のとおり。

令和3年度税制改正要望事項

総論

第一 経済活性化への積極的取り組み

新型コロナウイルスの感染拡大で、経済に甚大な影響をもたらしています。

世界経済は、戦後最大ともいべき危機に直面しています。

諸外国では、都市封鎖や外出制限により、需要の大幅な落ち込みと、サプライチェーンの寸断により供給制約が生じ、ヒトとモノの流れが急速に収縮している。

一方我国経済は感染症の拡大により、国難ともいべき厳しい状況で、個人消費は外出・イベントの自粛から、サービス消費を中心に悪化傾向が続くとみられる。また、企業の設備投資意欲も委縮したものとなっており、政府の月例経済報告では「新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある」との判断を示した。感染症拡大防止と医療体制の整備、治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続などを柱とした緊急経済対策を決定し、施策の実行に取り組むこととしている。

新型コロナは、企業活動に深刻な影響を与え、資金力の乏しい中小企業は、事業継続の限界にきている。資金繰り支援、給付金措置、納税や社会保険の支払い猶予措置の制度が導入されているが、手続きのスピード化、簡素化を図る必要がある。状況によっては、適切かつ迅速な追加支援措置が必要と思料される。

コロナウイルス終息は、長期間を要する状況で、感染の動向に応じ、経済対策を躊躇なく、実行することが求められる。

また、昨年、消費税が10%に引き上げられたが、超高齢化社会が急速に進展する中、今回の一連の財政支出負担も加わり、財政の健全化と持続可能な社会保障制度の構築が引き続き重要な課題である。歳入・歳出の一体的改革の徹底、給付・負担のあり方の見直しが必要である。

第二 日本の財政状況と行財政改革の徹底

日本の状況はIMF（国際通貨基金）が発表した通り、たしかに借金が多いけれども資産も多く、日本が健全な財務状況にあることはIMFのグラフが示しています。しかも、日銀は10年金利がゼロ、それ以内でマイナス金利になるように、金利政策を実施しているので、政府が国債を大量に発行しても、現在の金利環境はそう簡単には崩れないと考えられる。

新型コロナ財政出動にも、十分対応できると考えます。

しかし注意も必要で、令和元年度予算編成は、歳入102.6兆円のうち税収は63.5兆円（前年度当初予算62.5兆円）、国債の新規発行額は32.6兆円（前年度当初予算32.7兆円）であり、公債依存度は31.7%（前年度32.2%）となった。

財政状況はわずかながら改善しているとはいえ、2020年度から2025年度に延期したプライマリーバランスを黒字化するという目標は、率直のところ達成困難と

言わざるを得ない。

「コロナ危機」における財政対応はやむをえないが、この現実を正面から受け止め、政府には、引き続き本気で行財政改革に取り組むよう求める。

特に国会議員の歳費の削減or定数の削減を提案したい。

		月額	年額	削減率	削減後年額
①	給与	129万円	1,548万円	20%	1,238万円
②	文書通信交通費	100万円	1,200万円	提案 50%	600万円
③	立法事務費	65万円	780万円	提案 50%	390万円
④	ボーナス		718万円	提案 50%	359万円
	②③④合計		2,698万円		1,349万円

- ・②③④を50%削減すれば、国会議員一人当たり1,349万円削減となる。
- ・国会議員全体713人（衆議院465人、参議院248人）では、1,349万円×713人＝96億1,837万円の削減となり、これを新型コロナウイルス対策として、ワクチン開発や医療関係の整備に充当する。
- ・国会議員は、新幹線グリーン車代や往復航空券（月3回）が無料の待遇や、公設秘書費1,098万円も認められています。

第三 中小企業支援策について

緊急経済対策において資金繰り支援・給付金や補助金措置、雇用調整助成金の特例措置が導入されているが、これら制度の手続きの迅速化・簡素化を図り実効性を上げる必要がある。また、税制面では納税猶予・欠損金の繰り戻し還付適用対象の拡大、固定資産税の軽減措置や社会保険料の支払い猶予も必要、コロナウイルス感染終息が見えない中で、必要に応じ、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していく必要がある。

第四 社会保障制度改革推進について

人口減少社会において過剰な公的債務の存在は、将来の成長を確実に阻害すると言える。コロナによる財政出動はやむを得ないが、引き続き、歳入・歳出一体的改革の取り組み強化、持続可能な社会保障制度の確立に向けた、負担の見直し、給付の適正化を進めるべきである。また、国と地方の役割分担の見直し、地方への財源移譲等、地方の行財政改革へ更に踏み込んで取り組むべきである。

第五 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多い。

このため、以下のことにつき要望する。

1 課税ベースの適正化について

法人実効税率の引き下げに伴い租税特別措置の期限切れによる廃止など課税ベースの拡大が一部行われたが、依然として法人税負担の偏りがみられる。財源確保の観点からだけでなく、適正な課税ベースの構築を引き続き検討していくこと。

2 外形標準課税について

中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高く、外形標準課税が適用されると雇用の維持・創出に及ぼす影響が大きい。また欠損法人等担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫し、設備投資にも影響が及ぶことから、地方創生の観点からも、外形標準課税の対象範囲の見直しをするに当たっては、中小法人への十分な配慮が必要であり、慎重に進めること。

第六 消費税制について

「少子高齢化を迎えて、社会保障財源が足りないから、消費増税をするしかない」という結論は問題ありと考える。

消費税というのは、物理論から言えば一般財源であり、社会保障の目的税として使うものではない。諸外国においても、消費税を目的税としている例はない。このままでは「福祉のためなら、いくらでも消費税は上げられる」という理屈になり、安易な増税が繰り返されることにつながります。

税収とは、「所得税」・「消費税」・「法人税」という3大要素から成り立っています。

税収全体が減り、プライムバランスが悪化傾向にあった状況で消費税の税率を上げると、消費税収のみ増えるかもしれませんが、景気の悪化に拍車をかけてしまい、所得税や法人税、つまり税収全体がさらに減少してしまうこととなります。

また、令和元年10月から消費税の引き上げと、同時に軽減税率制度が導入されています。法人会としては「単一税率が望ましい」との主張に変わりない。

また、2023年10月より（インボイス制度）適格請求書等保存方式が導入される。本制度は、売上高1,000万円以下の免税事業者は、インボイスを発行できないことから、事業者間取引から排除されることが、懸念されている。免税事業者が取引から排除されることのないよう配慮するとともに、本制度について、十分な周知徹底が必要である。

第七 事業承継税制について

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

これまで納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化などが図られてきたが、中小企業の円滑な事業承継には不十分であり、さらなる要件緩和と充実を要望する。

第八 地方税制について

1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。

地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

(1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

(2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

(3) 納税者の事務負担軽減の観点から「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産30万円まで拡大すること。

2 事業所税について

事業所税は、市町村合併の進行により、課税主体が拡大するケースが目立つ。固定資産税と二重課税的な性格を有することから、廃止すべきである。

第九 マイナンバー制度について

少子・高齢化が加速する中で、社会、経済構造を変革し、行政コストを引き下げる為に、より一層のデジタル化が必要である。活用が低迷しているマイナンバーカードの取得を更に推進し、本制度のインフラを最大限活用していく必要がある。

【 個 別 事 項 】

第一 法人税関係

- 1 ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。
- 2 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。
- 3 不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。
- 4 会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。

第二 所得税関係

1 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

2 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場

合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。

これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

3 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

第三 相続税・贈与税関係

1 親族外への事業承継に対する措置の充実

2 贈与税の控除額引上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

3 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

4 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

以上

(2) 要望実現のための提言活動の展開

全法連、各県連及び単位会とも要望実現のための提言活動を展開し、三条法人会としては、会長、要望市地区会長、税制委員長並びに事務局長が三条市長、見附市長、加茂市長、三条市議会議長、見附市議会議長、加茂市議会議長に対し提言書を提出した。さらに、管内選出の国会議員に対しても提言書を提出した。

(3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち改正が行われた箇所は以下のとおり。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	<ul style="list-style-type: none">・中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。

[地方税]

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。	<ul style="list-style-type: none">・令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額となります。

[その他]

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
・少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。	・子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。

(4) 全法連主催・令和3年度税制セミナーへの参加

開催日 令和3年2月16日(火)

場 所 ハイアットリージェンシー東京(新宿)

内 容

第1講座

演題 「令和3年度税制改正について」

講師 財務省大臣官房審議官 小野 平八郎 氏

第2講座

演題 「今後の税と社会保障のあり方について」

講師 慶応義塾大学経済学部 教授 土居 丈朗 氏

出席者数 約150名(ライブ配信による聴講三条法人会1名)

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 令和2年度の経営支援に関する研修会の実施状況

令和2年度の研修会開催状況は以下のとおりです。

項目別研修会開催状況

テーマ	参加人数	実施回数	講師
免疫力を高めて健康なくらし	33名	1回	新潟薬科大学名誉教授 及川紀久雄氏
新型コロナウイルスへの対応について	9名	1回	ひめさゆり法律事務所 弁護士 石川佳代・滝沢亮氏
ネットを利用したビジネスサービスへの対応	15名	1回	松崎孝史税理士事務所 所長 税理士 松崎孝史氏
日商簿記3級講座(資料配付)	4名	1回	講座開催の中止により、 受講申込者へ資料配付
合計	61名	4回	

(2) 研修用教材の配布

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であり、令和2年度においても各種テキスト等を作成し、研修会の開催時等に参加者に配付した。

配付したテキスト等

- ①日商簿記3級問題集
- ②睡眠の見直しからはじめる免疫力の高め方

(3) 社会貢献活動

①タオル等の寄贈

地域社会貢献活動の一環として令和2年12月11日(金)三条市社会福祉協議会へタオル1,400本を寄贈した。タオルの収集活動は三条桜優会の寄付や女性部会のセミナー等の折に部会員が持参したものである。

②いちごプロジェクトパンフレットの配付

全会員に節電パンフレットを配付した。また、三条市公共施設及び地区会事務局にパンフレットを設置した。

Ⅲ 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強については、解散や廃業等の増など、会員の減少傾向に歯止めがかからない状態であります。今年度も会員増強運動は「役員(親会、地区会)1人1社獲得」を目標として運動を推進した。

また、保険会社3社並びに税理士会三条支部、青年部会及び女性部会、各地区会にも例年どおり協力を要請した。

- イ. 新設法人データの活用
- ロ. 各種研修会の会場で法人会のPRをし加入促進を図った。
- ハ. コミュニティFM通信に入会案内の広告を掲載した。

(2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		期末会員数
	入会	退会	
1, 6 9 1	6	3 9	1, 6 5 8

※所管法人数3, 4 5 0社 …………… 加入率 4 8. 1 %

(3) 広報活動の充実

令和2年度も、キャッチフレーズを「税を味方に、強い経営を。」とするポスターを全会員に配付並びに各種法人会行事の会場に貼り出しPRした。

(4) 部会等事業の充実

	事業名	開催数	出席者数
青年部会	研修会の開催	3	3 3
	会議の開催	6	5 0
	その他会議等参加	4	5
女性部会	研修会の開催	2	4 2
	会議の開催	5	3 8
	その他会議等参加	6	8
6地区会	研修会の開催	4	5 5
	会議の開催	3	2 3

青年・女性部会活動

イ. 青年部会関係

今年度も「租税教育活動」として、小学校の租税教室の講師を務めるとともに、管内の高校生を対象に租税教室を開催し、租税教育のPRに協力した。

ロ. 女性部会関係

絵はがきコンクールを開催。

研修会の都度タオルを収集し福祉施設へ寄贈。

部会	期首会員数	入会	退会	増減	期末会員数
青年部会	8 9	3	0	3	9 2
女性部会	7 0	1	2	△ 1	6 9

(5) 福利厚生事業

福利厚生制度を取り巻く環境は、経済状況の悪化、さらには会員企業の保険に対する意識の変化等により、依然として厳しい状況が続いている。

しかし、全法連の福利厚生制度は会員にとっても、法人会にとっても会員増強、さらには法人会の財政基盤の安定化に大きなメリットをもたらすものであり、厚

生委員が中心となって活動を展開した。

イ. 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催

法人会の役員と協力会社との連携を密にするため、法人会福利厚生制度推進連絡協議会を開催した。(令和2年11月25日)

ロ. 協力会社と連携し、「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』キャンペーン」の推進に努めた。

R3.3月末現在	経営者大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	26.0%	12.7%	15.8%
加入企業数	431社	211社	262社

(6) 会員支援事業

会員企業の経理担当者の表彰(令和2年度)を行った。

公益社団法人三条法人会会員の事業所に勤務する者のうち、次のいずれかに該当し、当事業所の申告納税が良好の成績を納めているもの。

- ① 現在経理関係の事務に携わっており、令和2年4月1日現在で経理事務の経験年数が男子10年以上、女子5年以上のもの。
- ② 現在(または過去の相当期間)経理部門を主に担当し、指導的立場にあつて功労顕著につき社長が特に推薦するもの。

優良経理担当者表彰

受表彰者 5社 7名

表彰の主旨

企業経営にとって、経理と税務は、きわめて大きなウェートを占め全ての原点であることはいまでもありません。経理担当者は、日常地味であります企業がにとっては最も中枢的な部門を担当していることから、その資質の良否が企業の伸長に大きく影響いたします。このことから、功労顕著な者を表彰しその労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものであります。

(7) 会員交流事業

第20回法人会親善ゴルフ大会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

IV 管理関係

1. 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し情報の発信や会活動のPRを図った。

2. 諸会議等の開催状況

(1) 通常総会

開催日 令和2年6月4日

場 所 餞心亭おゝ乃
出席者数 972社（委任状を含む）

決議事項

- 第1号議案 令和元年度決算報告承認の件
- 第2号議案 役員の一部改選の件
- 第3号議案 その他

報告事項

- ① 理事会承認事項
 - 令和元年度事業報告
 - 令和2年度事業計画
 - 令和2年度収支予算
- ② その他

(2) 理事会

第1回理事会

開 催 日 書面開催
出席者数 全理事42名より同意書受理

決議事項

- 第1号議案 令和元年度事業報告承認の件について
- 第2号議案 令和元年度決算報告承認の件について
- 第3号議案 第9回通常総会提出議案に関する件について

第2回理事会

開 催 日 令和2年11月25日

場 所 二洲楼

出席者数 30名

議決事項

- 第1号議案 就業規則の一部改正について
- 第2号議案 令和2年度会員数の状況と会員増強の推進について
- 第3号議案 その他

報告事項

- ① 令和3年度税制改正要望について
- ② 納税表彰受彰法人会関係者の報告について
- ③ 令和2年度後期会議・事業予定について
- ④ 県連特別講演会について
- ⑤ 三条法人会賀詞交歓会について
- ⑥ その他

第3回理事会

開 催 日 令和3年3月18日

場 所 餞心亭おゝ乃

出席者数 31名

議決事項

- 第1号議案 令和3年度事業計画（案）並びに収支予算（案）承認の件

- 第2号議案 令和3年度通常総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項について
- 第3号議案 任期満了に伴う役員改選に関する件について
- 第4号議案 その他

報告事項

- ① 令和2年度予算執行状況について
- ② 令和3年度全法連・県法連功労者表彰候補者の推薦の件について
- ③ 会員数の状況について
- ④ 令和3年度税制改正の概要について
- ⑤ その他

(3) 正副会長会議

第1回正副会長会議

開催日 令和2年7月10日

場 所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- (1) 令和2年度三条法人会事業計画の概要について
- (2) その他

第2回正副会長会議

開催日 令和2年10月22日

場 所 燕三条リサーチコア

協議事項

- (1) 理事会の日程、提出議案及び報告事項について
- (2) その他

第3回正副会長会議

開催日 令和3年3月5日

場 所 三条ロイヤルホテル

協議事項

- (1) 役員改選の件
- (2) 令和3年度事業計画(案)の件について
- (3) 令和3年度収支予算(案)の件について
- (4) 令和3年度第1回理事会並びに第10回通常総開催に関する件について
- (5) 令和3年度全法連・県法連功労者表彰候補者の推薦の件について
- (6) 令和2年度予算執行状況について
- (7) その他

報告事項

- ① 令和3年度税制改正の概要について
- ② 会員数の状況について
- ③ その他

(4) 監事会

開催日 令和2年4月28日

場所 榑野崎忠五郎商店会議室

- ① 令和元年度事業会計監査について
- ② その他

(5) 総務広報委員会

[第1回] 令和2年7月14日 三条ロイヤルホテル

- ① 第43号の経過報告について
- ② 法人会だより第44号の編集計画の検討と原稿依頼について
- ③ その他

[第2回] 令和2年11月17日 三条ロイヤルホテル

- ① 第44号の経過報告について
- ② 法人会だより第45号の編集計画の検討と原稿依頼について
- ③ その他

(6) 第21回法人会親善ゴルフ大会実行委員会

開催日 令和3年2月16日

場所 三条ロイヤルホテル

- ① 第21回法人会親善ゴルフ大会の開催について
- ② その他

(7) 事務局担当者会議

開催日 令和2年6月24日

場所 三条商工会議所

- ① 令和2年度事業予定・事務処理について
- ② 令和3年度役員改選の件について
- ③ その他

(8) その他行事参加

- ① 事務局担当者研修会 (Web開催) (局法連主催)

開催日 令和2年12月1日

参加人員 三条法人会2名

第1講座 「助成金を活用した公益事業実施に係る留意点」

講師 (公財) 全国法人会総連合 財務部

部長 山田芳彦氏

第2講座 「デジタル化に向けた税務行政の取組」

講師 関東信越国税局 課税第二部 法人課税課

課長補佐 中村修氏

(9) その他関係会議等参加

開催日	会 議 名	場 所 等	出席者
2. 5. 20	県連総務委員会	書面開催	1
5. 25	県連理事会	書面開催	3
6. 5	税団協役員会	三条商工会議所	4
6. 10	県連通常総会	ホテルイタリア軒	1
6. 12	県連税制委員会	にいがた法人会館	1
7. 21	三条税務署管内税務団体協議会	書面開催	1
7. 21	税団協「税の窓」広報委員会	三条商工会議所	5
8. 25	県連厚生委員会大型保障制度特別推進会議	ホテルニューオータニ長岡	3
8. 27	局法連令和2年度通常役員総会	書面開催	1
10. 1	県連理事会及び福利厚生制度連絡協議会	ホテルイタリア軒	3
10. 6	税団協正副会長会議	三条商工会議所	2
10. 27	県連事務局会議並びに研修会	ANAクラウンプラザホテル新潟	2
12. 7	県連・新潟法人会主催特別講演会	ANAクラウンプラザホテル新潟	2 4
12. 10	税団協「税の窓」広報委員会	三条商工会議所	2
12. 18	県連事務局長会議	ANAクラウンプラザホテル新潟	1
3. 2. 3	県連総務委員会	ANAクラウンプラザホテル新潟	1
2. 8	国税局幹部との協議会・県連理事会	ANAクラウンプラザホテル新潟	3
2. 15	全法連広報委員会Web会議	オンライン	1
2. 15	事業継続力強化計画認定制度研修会Web	オンライン	1
3. 5	全法連事務局セミナーWeb	オンライン	2

(10) 青年部会関係

令和2年

- 4月28日 青年部会監査会
- 5月13日 青年部会役員会（書面開催）
- 6月16日 青年部会正副部会長会議
- 7月 3日 県連青年部会連絡協議会正副会長会議
- 8月19日 青年部会役員会・セミナー
- 10月12日 青年部会勉強会「事業承継にまつわる税金について」
- 11月 6日 県連青年部会連絡協議会正副会長会議
- 11月11日 租税教室研修会
- 12月15日 青年部会役員会

令和3年

- 3月16日 青年部会正副部会長会議
- 3月30日 財政健全化のための健康経営プロジェクト推進にむけた部会長サ
ミット

(11) 女性部会関係

令和2年

- 4月28日 女性部会監査会
- 5月13日 女性部会役員会（書面開催）
- 7月9日 県連女性部会連絡協議会正副会長会議
- 9月10日 全国女性フォーラム新潟大会第10回実行委員会
- 10月9日 女性部会役員会
- 10月14日 全国女性フォーラム新潟大会第11回実行委員会
- 11月20日 女性部会やさしい税金教室&事業所見学会（マルナオ株）
- 11月25日 全国女性フォーラム新潟大会第12回実行委員会
- 12月11日 女性部会タオルの寄贈（三条市社会福祉協議会）

令和3年

- 2月15日 女性部会絵はがきコンクール審査会（書面審査）
- 3月1日 女性部会正副副会長会議
- 3月16日 全国女性フォーラム新潟大会第13回実行委員会

(12) 地区会関係

令和2年

- 7月22日 見附地区会役員会
- 10月14日 見附地区会正副会長会議

令和3年

- 3月23日 三条地区会正副会長会議

3. 納税功勞による受彰者（敬称略）

三条税務署長表彰

成田 秀雄 三条法人会 副会長

4. 令和2年度全法連功勞者表彰（敬称略）

吉田 英達 三条法人会 理事
山岡 義典 三条法人会 監事

5. 令和2年度県法連功勞者表彰（敬称略）

刈屋 哲 三条法人会 副会長
下村 啓治 三条法人会 理事
淵岡 茂 三条法人会 理事